

Tips (ちょっとしたヒント) 一覧

この資料では、コンテンツ内で紹介した子どもの権利条約の条文や、制度、キーワードなどについて一覧にしています。気になる項目などぜひ読んでみてください。

●子どもの権利条約	
子どもの最善の利益 (第 3 条)	子どもたちは、 国や大人から、子どもにとって なにが最も良いことなのかを考えてもらう権利 を持っています。 子どもたちに関わる大人は、大人の判断で勝手に子どもに関わることを決めるのではなく、子どもとともに考えることが必要です。 子どもたちの気持ち、思いに寄り添い、その意見を尊重する姿勢が求められます。
締約国の実施義務 (第 4 条)	国は、 子どもたちが社会の一員として生き、育つために、その国でできる最大限の範囲で取り組みを進めることが求められています。 子どもたちの成長や発達に応じて必要となる、さまざまな取り組みを推進することが重要です。 給付型の奨学金制度なども、子どもたちが経済的要因に左右されず、望む進路を叶えるために国が整えるべき仕組みの一つです。
生命の権利、生存・発達の確保 (第 6 条)	子どもたちは、 自分の命が守られ、生き、育つ権利 を持っています。当たり前の権利かもしれませんが、日本の中にも他の人たちの生活と比べて、十分ではない生活水準で暮らしている子どもたちがいます。そうした子どもたちは相対的貧困下で暮らしていると言われており、日本には約 7 人に 1 人の子どもたちがいると言われています。
意見表明権 (第 12 条)	子どもたちは、 自分に関わることすべてに対して、自分の意見を自由に表す権利 を持っています。子ども自身の思いや意見は、子どもにとって最もよいことは何かを考えるときに欠かせないものです。 子どもの権利条約の中でも、特に大切にされる権利の一つとされています。
通信の保護 (第 16 条)	子どもたちは、なんらかの方法によって 自分の伝えたいことを誰かに伝える権利 を持っています。この主人公とあかりのように、子どもたちの成長段階において、友だちとのやり取りを自由に行えることは、子どもたちの大切な権利の一つです。
適切な情報へのアクセス (第 17 条)	子どもたちは、 成長していくために必要な情報を手に入れる権利 を持っています。こうした進路選択の際にも、子どもが自分で考えて決定することができるよう、十分な情報を得ることが必要です。身近な大人が伝えたり、新聞やテレビ、インターネットなどから情報を得たりするとともに、国や行政が子ども向けの情報を発信することも重要です。

<p>親の第一次的 養育責任と国 の援助 (第 18 条)</p>	<p>子どもたちは、まず親に育てられる権利があり、そのために国は親をサポートすることが求められています。国や行政は、親が子どもたちを育てるときに困ったことがあれば、相談したり、必要な支援を受けられる体制を整えることが必要です。</p>
<p>健康・医療への 権利 (第 24 条)</p>	<p>必要な時に適切な医療が受けられるのは子どもたちの大切な権利の一つです。しかし、日本でも経済的な理由によって子どもや親が、病院の受診を控える場合があります。国はどのような状況でも、医療を受けられるように制度を整えることが求められています。</p>
<p>社会保障への 権利 (第 26 条)</p>	<p>子どもたちは、生活が難しい場合には、国から経済的なサポートなどを受ける権利を持っています。ですが、こうした子どもたちをサポートする制度は十分ではなく、また、制度はあっても、知られていなかったり利用のハードルが高かったりして、十分に利用されていない場合もあります。</p>
<p>生活水準への 権利 (第 27 条)</p>	<p>子どもたちは、心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。ですが、日本には主人公のように経済的な要因によってそれらが十分に守られていない子どもたちもいます。</p>
<p>学ぶ権利 (第 28 条)</p>	<p>子どもたちは、教育を受ける権利を持っています。大学などの高等教育も、望めばすべての子どもたちがアクセスできるように国は仕組みを整えるべきです。ですが、希望する進路が経済的な理由によってかない子どもたちもいます。</p>
<p>学ぶ権利 (第 28 条)</p>	<p>子どもたちは教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っており、子どもの権利条約では、18 歳未満のすべての子どもの学ぶ権利を保証することを国に求めています。</p> <p>初等教育（小学校）については必ず受けられ、すべての子どもに対して無償で提供されることとされています。</p> <p>中等教育（中学校や高校など）も、すべての子どもが利用できるものとして、国に対し無償にするように求められています。</p> <p>そして、大学などの高等教育についても、その人の能力に応じて、希望するすべての人が学べるように締約国は制度を整える義務があります。</p>

遊び、レクリエーションの権利 (第 31 条)	子どもたちは、その子どもの年齢にあった 遊びやレクリエーションなどをする権利 を持っています。同年代の子もたちと過ごす時間も重要です。ですが、経済的な要因によってそうした機会が得られない子どもたちもいます。
休む権利 (第 31 条)	子どもたちは、 休んだり、自由に過ごす時間を持てる権利 を持っています。ですが、主人公のように家族を支えるために十分な休息や、自分のための自由な時間がとれていない子どもたちもいます。友達と過ごすことも子どもたちにとって大事な権利です。
●キーワード	
貧困	<p>貧困にはいくつか定義がありますが、一般的には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。一般的に、「貧困」と聞いた時に思い浮かべる、住む場所がなかったり、食事がとれずに餓死することもあるような状況を「絶対的貧困」といいます。それに対して、「相対的貧困」は、その国に住んでいる人を収入の高い順に並べたとき、ちょうど真ん中に来る人の収入を基準にして、その半分より少ない収入しかない状態と定義されています。</p> <p>日本の子どもの 7 人に 1 人が相対的貧困下にあるといわれていますが、セーブ・ザ・チルドレンが 2019 年に 3 万人を調査したところ、大人も子どもも日本における貧困の実態について 3 割が「聞いたことがない」と回答しています。相対的貧困は、絶対的貧困に比べて見えにくいという特徴があります。</p>
ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケアを引き受けて、家事や家族の世話、介護などのサポートなどを行っている子どもたちのことをヤングケアラーと呼んでいます。

	<p>ケアが必要な人は、主に、障害や病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。そうした子どもたちは、介護や世話によって遊んだり学んだりする子どもの権利が守られていない可能性があり、国はこうした状況にいる家庭へのサポートを充実させる必要があります。</p>
<p>高校生のアルバイト</p>	<p>高校生になると、アルバイトをする人も多くなります。アルバイトを通じて色々な経験を積んだり、趣味や友だちと遊んだりする費用など自分のためにアルバイトを活用している人たちもたくさんいます。</p> <p>一方、家の経済状況が厳しく、家計のためにアルバイトをしている高校生もいます。例えば沖縄県の調査では、アルバイトをしている高校生のうち、家庭の経済状況が厳しい場合は3割が「家計の足し」にしているという結果が出ています。</p>
<p>●制度</p>	
<p>休日と休憩時間</p>	<p>休日は1週間で1日、または4週で4日以上と定められています。ただし、職種によっては24日働いて4日休むなどの制度を導入している企業もあるので雇用契約の時に必ず確かめましょう。</p> <p>(労働基準法第35条)</p> <p>労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間をとらなければならないと決められています。</p> <p>アルバイトやパートであっても就業規則や労働条件通知書などで、休日についてきちんと書かれていなければなりません。雇用主がそのような書類を持っていないこともありますので、アルバイトを選ぶときは注意しましょう。(労働基準法15条・34条)</p>

労災保険

アルバイトでも通勤時や業務中に負った怪我や病気についてはこの労災保険が適用されます。保険料は会社が負担しており、治療費が支払われます。労災が適用されるには会社に必要書類を書いてもらう必要があります。

<p>労災保険</p>	<p>労災指定病院が近くにない場合は、いったん病院で治療費の全額を支払い、領収書を労働基準監督署にもって行って手続きを行います。この場合も健康保険証は必要ありません。また、病気や怪我によって仕事を休まなければならなくなった場合は、給料の 60%が支払われます。</p>
<p>天引き</p>	<p>普通に注意して仕事をしていても、ミスをすることは誰にでもあります。労働基準法 24 条により、「勝手に給料から天引きする」ということは原則として認められていません。</p>
<p>短期被保険者証</p>	<p>正式な名称は「国民健康保険短期被保険者証」です。国民健康保険料（保険税）を滞納した場合に、通常の保険証の代わりに交付されます。本来の国民健康保険被保険者証は 1 年間の有効期限ですが、有効期間は 1 ～ 6 ヶ月と短くなります。</p> <p>国民健康保険料を支払えず、保険証が使えなくなっても、自治体窓口でよく相談し、月数千円でも自分が支払える金額を納めることで、短期被保険者証をもらって病院にかかることも可能となります。</p> <p>また、滞納した保険料を支払えば一般の保険証を利用できるようになります。くわしくは、お住まいの自治体でたずねてみてください。</p> <p>なお、短期被保険者証の発行も難しい場合は、独自に無料または低額での診療を行っている医療機関もあるので、自分の住んでいる地域にもあるか調べてみてください。</p>
<p>就業時間と給料</p>	<p>仕事の準備や後片付けも働いた時間とみなされます。その分が給料に含まれていない場合はお店の責任者に話してみましょう。話しにくい時や、話をしてもうまくいかなかった時には、相談窓口ご連絡してみましょう。相談窓口は、このコンテンツの最後に表示されますので、ぜひ見てみてください。</p>
<p>就学援助制度</p>	<p>経済的に困難な家庭に対し、小中学校で必要な学用品や給食、修学旅行などにかかる費用を自治体がサポートする仕組みです。自治体によって条件や対象となる項目（費目）に差はありますが、教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金、学校給食費など、子どもたちが経済的な不安なく学ぶために必要な費用が補助されます。一般的に、小中学校に入学する際や毎年の進級時などに資料が配布されます。くわしくは、学校の先生や事務職員、教育委員会などでたずねてみてください。</p>

高校入学に関わる制度	<p>国は、高校生が安心して学ぶ環境をつくるため、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>高等学校等就学支援制度では授業料の支援がされ、所得条件を満たせば私立学校に通っても実質授業料が無償化となります。また、授業料以外の支援については高校生等奨学給付金という制度があります。どちらも進学先の高校や都道府県教育委員会にたずねてみてください。</p> <p>また、全国の社会福祉協議会では、高校等に入学する際に利用できる支度金制度を設けていることがあります。東京都の場合は、「受験生チャレンジ支援貸付制度」というものがあり、中学 3 年生・高校 3 年生の学習塾などの受講料や、高校・大学の受験料についての貸付があります。合格して進学した場合には返還も免除されます。この他にも各社会福祉協議会が独自に制度を設けている場合があるので、問い合わせてみてください。</p>
高等教育以上の制度	<p>大学や専門学校などに進学する費用が足りない場合、いくつかの制度があります。まず、JASSO（日本学生支援機構）が行う奨学金制度があり、無利子の第一種と有利子の第二種、給付型（返済不要）のものもあります。国が行う「高等教育修学支援新制度」でも、条件を満たすと給付型の奨学金を利用できます。また、大学や企業独自の奨学金制度や授業料の減免制度もあり、家庭の収入や成績によって利用できる制度が異なるため、調べてみましょう。</p>